

## 備えるために

令和5年8月に発生した台風6号では、8月1日から暴風警報や 高潮警報等が発表され、3日には解除されるも5日から6日にかけ 再び暴風警報が発表されるなど、暴風や大雨で町内の広い範囲 で家屋被害や倒木、道路冠水、長時間の停電等私たちの生活に大 きな被害をもたらしました。

これから沖縄は台風シーズンに突入します。事前に備えておく ことで、被害を未然に防いだり、軽減することができます。今一度 災害への備えを確認しましょう。

《 お問い合わせ | 総務課(総務防災班) | 098-998-2200 》

#### 台風が来る前の対策

- ・窓や雨戸はしっかりと鍵をかけ、必要に応じて補強しましょう。
- 側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておきましょう。
- 風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定したり、屋内へ格納しましょう。
- ・非常用具を確認しましょう。(懐中電灯、携帯用ラジオ(乾電池式)、
- 室内からの安全対策をしましょう。(窓ガラスに飛散防止フィルムや テープなどを貼ったり、カーテンやブラインドを下ろすなど)
- ・ 水の確保をしましょう。(断水に備えて飲料水を確保したり、浴槽に水 を張って生活用水を確保するなど)
- 非常用食品を準備しましょう。(乾パン、クラッカー、レトルト食品、缶詰など) ※沖縄県のホームページでは、災害に対する家庭での備えとして、飲 料水 (1人1日3リットルが目安) や食料は [3日分]、大規模災害発 生時には「1週間分」の備蓄が望ましいと啓発されております。
- 農作物や船舶など、暴風の影響に備えて対策を講じておきましょう。

# 町内の河川氾濫の様子



## 台風が近づいてきたら

- テレビやラジオ、ホームページ等から最新の台風情報や避難所開設情報を確認しましょう。 (台風時において暴風警報が発表された場合は、避難所は八重瀬町役場本庁舎となります。)
- 風に煽られてドアや扉に手や指を挟まれるなどの被害も発生します。不要な外出は避け、台風が過ぎ去るのを 待ちましょう。
- ・被害の発生しやすい地域の方は、安全な場所に避難しましょう。



## 危険が迫ったら

- ・危険を感じたり、町などから指示があった場合に備えて、すぐに避難できるよう に準備をしておきましょう。
- ・高潮警報が出たら、海岸付近、低地地域の方は高台に避難を始めましょう。

#### 適切な避難行動

- ・ 避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる方まで避難場所に行く必 要はありません。
- 危険な場所にいる方は、町から出される避難情報に従い、風や雨で外が危 険な状況になる前、また、明るいうちに避難しましょう。
- ・避難する際は必ず火の元の確認を行いましょう。

## 7月1日:5日

## 町商工会·県産品奨励月間実行委員会 「これイイね!笑顔はじける 県産品」地元産品優先使用を要請

7月の「県産品奨励月間」の一環で、八重瀬町 商工会(仲座哲男会長)は7月1日、新垣町長と 神谷議長を訪問し、地元産品の優先使用と地元 企業の優先などを要請しました。

また、県産品奨励月間実行委員会による要請 団(古波津昇団長)が7月5日に来庁し、地元企 業の優先や県産リサイクル製品及び県産飲料 の優先使用などを町に要請しました。



町と町議会へ要請する町商工会の仲座会長(右から3人目)

## お知らせ

## 沖縄県介護広域連合会からのお知らせ

## 令和6年度の介護保険料が決定しました。

- ○普通徴収(納付書払い又は口座引落の方)
- → 7月中旬に納入通知書をお送りいたしております。
- ○特別徴収(年金からの天引きの方)
  - → 9月中旬に決定通知書をお送りいたします。

介護保険料は原則的に年金からの天引きですが、

- ・年度途中で65歳に到達した方
- ・広域構成市町村外から転入した方
- ・新たに第1号被保険者となった場合





特別徴収に切り替わるまでの間、納 付書払い又は口座引落となります。ま た年度途中で特別徴収が停止になっ た方も再び特別徴収へ切り替わるまで 普诵徴収となります。

## ★普通徴収の方々はスマホ収納も可能となりました。

令和6年7月20日(土)より、下記のスマホ収納を用いた納付が可能となりました。 時間や曜日を気にせずに収納が可能となりましたので、是非ご活用ください。

#### 利用可能なスマホ収納

・J-Coin請求書払い

- ・PayPay請求書払い
- ・LINEPay請求書払い
- ·支払秘書 ·PavB
- ·auPAY(請求書払い)
- ・d払い請求書払い



- ・領収書は発行されません。
- ・納付手続きから収納結果の反映までお時間を要することがあります。

《 お問い合わせ | 沖縄県介護広域連合 会計課 | 098-911-7503 》

